

青森県社会福祉審議会委員公募要領

(目的)

第1 この要領は、社会福祉に関する施策について、県民の幅広い意見を反映させるため、青森県社会福祉審議会の委員の一部を公募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(募集人数)

第2 募集人数は、1人とする。

(応募資格)

第3 応募資格は、年齢が満20歳以上（令和7年9月1日現在）の県内在住で、平日の日中に開催する会議に出席可能な者とする。ただし、国会議員、地方公共団体の議会の議員、県職員であった者（退職後2年以内の者に限る。）、常勤の公務員を除く。

(応募方法)

第4 応募者は、「青森県社会福祉審議会公募委員応募用紙」及び青森県の福祉に関する意見・提言等を400字程度にまとめた作文（様式任意）を青森県健康福祉部健康福祉政策課へ郵送で提出するものとする。

なお、提出のあった応募書類は、返却しない。

(募集期間)

第5 募集期間は、令和7年7月1日（火）から令和7年7月30日（水）（当日消印有効）までとする。

(委員候補者の選考方法等)

第6 選考に当たっては、応募者から提出された意見・提言等について、選考委員による点数評価の審査を行い、委員候補者を決定するものとする。なお、選考結果については、応募者全員に文書で通知する。

2 前項の選考委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 健康医療福祉部長
- (2) 健康医療福祉部次長（福祉担当）
- (3) 健康医療福祉政策課長
- (4) 障がい福祉課長
- (5) こどもみらい課長

(任期)

第7 委員の任期は、令和7年9月1日から令和10年8月31日までの3年間とする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。